

下請法を学ぼう！（第3回）

下請代金支払遅延等防止法（下請法）は、下請取引の公正化、下請事業者の利益の保護等を図ることを目的とした法律です。本欄では、下請法について、数回に分けて解説します。「下請法を学ぼう！」第3回は、「下請法で禁止されている行為」についてです。

下請法で禁止されている行為について

下請法では、下請取引の公正化及び下請事業者の利益保護のため、親事業者に対し11項目の禁止事項を定めています。たとえ下請事業者の了解を得ていても、また、親事業者に違法性の認識がなくても、これらの規定に触れる場合には、下請法に違反することになりますので、十分に注意する必要があります。

禁止事項	概要
①受領拒否の禁止 (第4条第1項第1号)	下請事業者に責任がないのに、発注した物品等の受領を拒むことです。発注の取消、納期の延期などで納品物を受け取らない場合も該当します。
②下請代金の支払遅延の禁止 (第4条第1項第2号)	発注した物品等を受領した日から、60日以内に定めた支払期日までに下請代金を支払わないことです。
③下請代金の減額の禁止 (第4条第1項第3号)	下請事業者に責任がないのに、発注時に決定した下請代金を減額することです。
④返品禁止 (第4条第1項第4号)	下請事業者に責任がないのに、発注した物品等を受領した後に返品することです。
⑤買ったたきの禁止 (第4条第1項第5号)	発注する物品・役務等に通常支払われる対価に比べ、著しく低い下請代金を不当に定めることです。通常支払われる対価とは、同種又は類似品等の市価や従来からの取引価格をいいます。
⑥購入・利用強制の禁止 (第4条第1項第6号)	発注する物品の品質を維持するなど正当な理由がないのに、親事業者が指定する物、役務を強制的に購入・利用させることです。
⑦報復措置の禁止 (第4条第1項第7号)	親事業者の不公正な行為を公正取引委員会又は中小企業庁に知らせたことを理由として取引数量の削減、取引停止等の不利益な扱いをすることです。
⑧有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止 (第4条第2項第1号)	有償で支給した原材料等の対価を、当該原材料等を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早い時期に相殺したり支払わせたりすることです。
⑨割引困難な手形の交付の禁止 (第4条第2項第2号)	一般の金融機関で割引を受けることが困難な手形を交付することです。現在の運用では、繊維業は90日、その他の業種は120日を超える手形は長期の手形と解されています。
⑩不当な経済上の利益の提供要請の禁止 (第4条第2項第3号)	自己のために、下請事業者に金銭、役務、その他の経済上の利益を不当に提供させることです。下請代金の支払とは独立して行われる協賛金や従業員の派遣要請などが該当します。
⑪不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止 (第4条第2項第4号)	下請事業者に責任がないのに、発注の取消や発注内容の変更を行ったり、物品を受領した後に費用を負担せずにやり直しや追加作業を行わせることです。

上記禁止事項のうち、①受領拒否の禁止～⑦報復措置の禁止に該当する行為は、下請事業者の利益を不当に害する行為として直ちに下請法違反となります。一方、⑧有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止～⑪不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止に該当する行為については、このような行為を行うことによって下請事業者の利益を不当に害する場合に下請法違反となります。

今回は、親事業者の禁止行為の中で違反件数の多い「下請代金の支払遅延の禁止」について解説します。

お問い合わせは 公正取引委員会事務局東北事務所 下請課 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎
TEL022-225-8420(直) FAX022-261-3548